

2018年（平成30年）

啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに  
再発・感染拡大防止の教育に関する大臣要求項目

2018年（平成30年）6月5日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

## 第 1 医療従事者養成機関における教育・啓発

### 1 「医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育についての研究」 （研究主任者操華子氏。以下「操班研究」という。）および「医療従事者 養成課程におけるB型肝炎に関する効果的な教育方法についての研究」 （研究代表者榎本大氏。以下「榎本班研究」という。）を踏まえた医療従 事者養成機関における教育内容の充実・徹底について

医療器具の不適切な連続使用、滅菌・消毒の不徹底による感染症被害を二度と起こさないために、将来医療従事者になる者は必ず、集団予防接種等における注射器等の連続使用によって45万人ものB型肝炎ウイルス感染被害者を生み出し、甚大な生命・健康被害を生じさせた歴史的事実（以下「B型肝炎被害」という。）及びその教訓を学び、これを活かしていかなければならない。また、差別被害を受けたB型肝炎患者の体験を学ぶことは、感染症患者に対する偏見差別の根絶につながる。

貴省大臣も、平成24年、平成28年及び平成29年大臣協議においてこれに賛同している。平成28年大臣協議を受けて行われた操班研究及び平成29年大臣協議を受けて、貴省は、平成29年10月30日付け「医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎に関する教育の推進について」（以下「平成29年事務連絡」という。）により、各都道府県衛生主管部（局）等に対し、感染拡大防止と偏見差別防止のためにB型肝炎に関する教育を実施することは重要であるので、管下の医療関係職種の養成所・養成施設に対して、B型肝炎に関する教育推進の指導、B型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育がなされるようにするための周知、及び、各養成所・養成施設が患者や患者家族の声を直接聞く機会（以下「患者講義」という。）を授業で活用・検討できるようにするための周知について依頼を行った。同依頼は、日本医師会、日本看護協会、全国保健師教育連絡協議会、全国助産師教育協議会、日本看護学校協議会等に対してもなされたと聞いている。また、平成29年大臣協議を受けて行われた榎本班研究では、B型肝炎に関する教育資材の開発およびB型肝炎教育の展開例（患者・家族の声を聞く機会を含む）の提案がなされるとのことである。

そこで、操班研究および榎本班研究を踏まえ、B型肝炎被害及びその教

訓の教育および偏見差別防止のための教育が各医療従事者養成機関において充実・徹底されるよう、以下の方策をとられたい。

**(1) 教育推進の継続的な働きかけ**

平成30年5月31日現在、平成29年事務連絡を受けた患者講義の依頼は8件あり、貴省による依頼の成果は出ており、意義があるものと考えている。しかしながら、医療従事者養成機関の総数からすれば依頼数は少ないものであり、周知は未だ不十分であるといわざるを得ない。各医療従事者養成機関においてB型肝炎被害及びその教訓の教育並びに偏見差別防止のための教育を充実・徹底させるためには、一度のみの働きかけでなく、今後も継続的に働きかけを行う必要がある。

そこで、本年も平成29年事務連絡と同様の依頼を行われたい。なお、事前協議において、貴省は、本年、榎本班研究の研究成果（提案された教育資材等）を周知すると回答されたが、この周知に際して平成29年事務連絡の内容も再度依頼すればより効果的な周知となるので、併せて周知されたい。

**(2) 文部科学省管轄の医療従事者養成機関への働きかけ**

B型肝炎被害及びその教訓の教育および偏見差別防止のための教育は、文部科学省管轄の医療従事者養成機関においても充実・徹底されなければならない。そこで、今後も継続して文部科学省へ働きかけられたい。

また、操班研究及び榎本班研究の成果をもとに当原告団・弁護団が文部科学省や文部科学省管轄の医療従事者養成機関に教育の充実・徹底を要請する際には、貴省も協力されたい。

**2 教育内容に関する省令、ガイドライン、モデルコアカリキュラム、国家試験出題基準（以下「ガイドライン等」という。）への明記**

医療従事者養成機関の全ての学生がB型肝炎被害及びその教訓を学び、これを活かしていくためには、これらを教育すべきことを職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）ごとのガイドライン等に明記することが必要

である。

貴省は、平成29年大臣要求の回答において、「各職種の養成課程に関する省令やガイドラインにおける教育内容については、個別の疾患を包含した内容となっているほか、国家試験出題基準についても、B型肝炎や感染対策等についての項目がすでに含まれており」と述べていることからすると、B型肝炎被害及びその教訓について教育すべきことをガイドライン等に明記する必要性を必ずしも認めていないのではないかと受け取れる。しかし、B型肝炎被害は、防ぐことができたにもかかわらず、注射器等の連続使用によって45万人にもものぼるB型肝炎ウイルス感染者を生み出し、生命、身体、健康、人生等に甚大な被害を生じさせた重大な人権侵害の事案であり、医療現場で二度と同様の感染被害者を生み出さないために、必ず全ての学生が感染予防の必要性・重要性を具体的に理解するために学ぶべきものであるから、ガイドライン等へ明記すべきである。

また、貴省は、ガイドライン等は包括的な規定であるから個別の事柄を明記しにくいと回答しているようにも考えられる。しかし、例えば、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）には、「A 基本事項 (1) 薬剤師の使命 ③患者安全と薬害の防止」の項において、「代表的な薬害の例（サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジン等）について、その原因と社会的背景及びその後の対応を説明できる」との項目があり、薬害の個別事例が列挙され、その原因等について教育すべきことが明記されているのであるから、B型肝炎被害及びその教訓についてもガイドライン等に明記することに支障はないはずである。

そこで、文部科学省とも連携しながら、B型肝炎被害及びその教訓を必ず学ぶべき教育内容とするよう、各職種のガイドライン等に明記するための取組みをされたい。

## 第2 医療従事者への啓発

感染防止のためにB型肝炎被害及びその教訓を活かすための啓発及び偏見差別防止のための啓発は、既に医療現場で活動している医療従事者（内科や消化器内科にとどまらず他科を含む。）にも継続的に実施してい

く必要がある。そこで以下の方策を行われたい。

## **1 公益社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）への働きかけ**

看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）は、147万2508人と医療従事者の中で最も多く（平成28年末現在。厚生労働省作成「平成28年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」より）、療養上の世話又は診療の補助を行う立場から患者に緊密に接する機会が多く、患者にとって医療技術のみならず、精神的にも支えとなる職種である。看護師等は免許を受けた後も研修を受ける努力義務を負い（保健師助産師看護師法28条の2）、国は看護師等の養成、研修等に必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずる努力義務を負う（看護師等の人材確保の推進に関する法律4条）ことから、看護師等への研修の充実は国にとっても大きな課題であるといえる。

ところで、看護協会は、卒後臨床研修制度の推進として積極的に新人看護職員研修を実施しており、平成28年度、33都道府県が当地の看護協会に委託して研修を実施している（厚生労働省「平成28年度看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画に関する調査結果」より）。看護協会へ働きかけを行うことは、看護師等への啓発を推進するために有効な方策であり、貴省も、平成29年事務連絡を看護協会にも送り研修を促しているところである（平成29年秋の実務協議における回答）。

そこで、看護協会に対して、B型肝炎及びその教訓並びに偏見差別防止のための教育に関する研修を実施すること、看護協会が実施する研修プログラムに患者講義を取り入れることについて重ねて働きかけを行い、併せて患者講義に関する当弁護団の連絡先も周知されたい。

## **2 国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）における研修**

肝炎情報センターにおいては、国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期計画において、感染症その他の疾患に対する正しい理解の促進等のための研究の実施が定められているところである。そこで、医療従事者への啓発を推進するために、肝炎情報センターに対して、B型肝炎及

びその教訓並びに偏見差別防止のための教育に関する研修を実施すること、肝炎情報センターが実施する研修プログラムに患者講義を取り入れることについて働きかけを行うとともに、患者講義に関する当弁護団の連絡先を周知されたい。また、研修の実施について検証を行われたい。

### **3 他科医療従事者（特に歯科）への啓発**

肝炎治療を主に扱う肝臓内科、消化器内科等以外の医療従事者（特に歯科）に対しても、感染防止のためにB型肝炎被害及びその教訓を活かすための啓発並びに偏見差別防止のための啓発は必要である。むしろ他科医療従事者こそ知識不足から感染予防及び偏見差別防止が不十分となる例が多い。そこで、他科医療従事者（特に歯科）への啓発を実施されたい。

### **第3 HBワクチン接種に関する周知・啓発**

操班研究において、HBワクチン接種を受けずに医療機関において実習を行っている学生が多く存在していることが明らかとなった。また、「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究」（研究代表者四柳宏）においては、医療従事者のHBワクチン接種状況は、接種率をもっとも高い勤務医でも約8割、開業医にあつては6割以下、歯科衛生士等にいたっては4割以下と低い接種率にとどまることが明らかとなっている。HBワクチン接種については、「医療機関では、患者や患者の血液・体液に接する可能性のある場合は、B型肝炎に対して感受性のあるすべての医療関係者に対してB型肝炎ワクチン接種を実施しなければならない。」とされており（一般社団法人日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン」第2版S1頁）、ここでいう「対象となる医療関係者とは、ガイドラインでは、事務職・医療職・学生・ボランティア・委託業者（清掃員その他）を含めて受診患者と接触する可能性のある常勤・非常勤・派遣・アルバイト・実習生・指導教官等のすべてを含む。」とされている（同ii頁）。

そこで、医療従事者養成機関全ての学生および全ての医療従事者がHBワクチン接種を実施するよう、より効果的なHBワクチン接種推進のため

の方策を行われたい。

## 第4 普通教育

平成29年貴省大臣との定期協議において、貴省大臣も、「普通教育においてB型肝炎被害について教育を実施することについては、当然重要である。」、「検討会の設置も含めて原告団、弁護団の皆様方の御意見をしっかりと伺いながら、検討を進めていく方策についても、文部科学省とよく相談して進めてまいりたい。」、「こういった過去の重大な学ぶべき事例については、しっかりと教育の中で教え込んでいくことが大事。」、「事実として過去の歴史を伝えるという中で、そういうことについての正しい理解を持っていただくことが、子供たちや若い人たちに正しい理解と今後の再発防止というか、二度と同じ間違いを繰り返さないということをやることになるとおもいますので、そういう意味で人権を大事にする教育というのは大事。」、「国の責任も含めて、子供たちに、あるいは若い人たちに伝えていくことが大事。」、「教育課程の中でしっかりと伝承していくべき歴史的な事実。」、「皆さん方の御意見を拝聴する機会があつてしかるべきだし、実際に一番具体的にわかっていらっしゃるのは原告団と弁護団の皆さん方ですので、そういった御意見をしっかりと踏まえた上で、カリキュラムをつくることになる。」と述べているとおり、B型肝炎被害と教訓は普通教育でも教え、学び伝えていくべきものである。

そこで、以下の方策を行われたい。

### 1 人権課題への掲載

B型肝炎被害は、多くの感染被害を生み出す危険を認識又は認識し得たにもかかわらず、効率性、経済性を重視するあまり、接種器具の一人毎の滅菌・取換え等を行わなかった結果、全国に45万人にも及ぶ感染被害者を生じさせ、生命、身体、健康、人生に甚大な被害を生じさせた、重大な人権侵害事件である。その被害は、現在もなお、患者及び家族において続いている。

国民の誰もが被害者となり得た事件であり、かつ、避けることができた

被害であるB型肝炎被害は、国民が身近な問題として、国の施策のために負った人権被害の重大さを知り、その教訓を生かしていくことができる事例であり、その周知・啓発を行っていくことは、今後、国の施策による重大な人権侵害、生命・健康被害を生み出さない社会をつくることにつながっていく。普通教育においては、学習指導要領に定められている人権の尊重、国民主権、人間の尊重、思いやりの心をもつこと、社会保障などの理解を深めるために役立つものであり、貴省大臣も教育の中で教え込んでいくことの重要性を認めている。

B型肝炎被害者の人権を尊重し、その周知・啓発・教育を進めていくためには、国は、B型肝炎被害者を「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権課題として取り上げるべきである。

そこで、人権課題の一つとして「国家による人権侵害の被害者」の項目を設け、その一例としてB型肝炎被害者が取り上げられるよう、貴省が中心となって、法務省、内閣府、文部科学省等とも連携しつつ取り組まれない。

## **2 教材の作成及びその活用**

普通教育でB型肝炎被害を伝えるための教材(たとえば「薬害を学ぼう」、「ハンセン病の向こう側」のような副読本等)については、現在、当原告団・弁護団が試作した副読本案「B型肝炎 いのちの教育」に基づいて、貴省及び文部科学省と意見交換しながら作成しているところである。今後、「B型肝炎 いのちの教育」を完成させ、全国の中学3年生に毎年配布するなど、当該資料を用いた普通教育を広く実施されたい。

## **3 「B型肝炎被害を教育に生かす」勉強会の開催**

普通教育でB型肝炎被害を伝える教育を実現していくためには教科書への掲載(小、中、高等学校)が非常に有用である。当原告団・弁護団は、教科書掲載に向けて、貴省及び一般社団法人教科書協会の協力のもと「B型肝炎被害を教育に生かす」勉強会を開催することができた(本年6月13日開催予定)。貴省が勉強会に関わることは、教科書掲載ないしB型肝炎被害を伝える教育の実現を進める上で重要である。今後も引き続き「B



型肝炎被害を教育に生かす」勉強会に協力されたい。